

平成21年03月01日

【補足】リーグ戦参加資格「公認審判員」に係わる確認事項

愛知県社会人クラブバドミントン連盟
審判委員長 武藤要介

- (1) 「各チーム」に1名以上の「有資格者」が「在籍する」こと。
- (2) 「各チーム」とは、1団体で2チーム以上(A, B・・・)が出場する場合、1団体に2名以上の有資格者が異なるチームに在籍することをいう。
- (3) 「有資格者」とは、(財)日本バドミントン協会・公認審判員検定会に合格し、適宜資格更新をしている者、又は、リーグ戦開催前までに「公認審判員検定会」を受験している者をいう。
- (4) 「在籍する」とは、選手として試合に参加する者がいることをいう。
- (5) リーグ戦申込み時点で、公認審判員が在籍することが望ましいが、申込後チーム事情でメンバー変更がある場合等に配慮し、そのリーグ戦の「代表者会議」までに公認審判員が在籍することとします。
- (6) 前項の「代表者会議」までに公認審判員が不在と認められた場合は、以下とする。
 - (a) 当該チームの本大会の参加を認めない(参加費等は、お返しします)。
 - (b) 次大会以降、新規チームとして、最下部で参加は可。
- (7) 「公認審判員不在」のまま試合に参加することはありえないが、新規参加チームについてのみ、次回までに「公認審判員検定会」を受験することを条件に、参加を認める。
新規チームの誕生により、既存チームの有資格者が不在になる場合は不可。既存チームが有資格者不在の状態、試合に参加することは有りえない。
- (8) 前述の範囲で処理できない時事が発生した場合は、当連盟に問い合わせのこと。

以上